

I 令和4年度就学援助制度の実施について										参考資料：就学援助の実施状況（市町村別実施状況）																			
1. 就学援助制度の周知方法																													
(1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										(2) (1)の○の内容																			
										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）			(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）			(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）													
市町村名	ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書籍に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学援助制度の周知用紙を配布	オ. 就学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やケースワーカーから配布	ケ. 教員や生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を記入してください）	ア. 申請締切を設け、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時受け付け、年度当初から援助	ウ. 随時受け付け、締切を過ぎても申請可能	エ. 随時受け付け、締切を過ぎても申請可能	オ. 各学期申請締切を定め、学期初めから援助	ア. その他（内容を(4)に記入してください。)	ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教員に提出	ウ. 申請希望者が校長に提出	エ. 申請希望者が教員に提出	オ. 申請希望者が校長に提出	カ. 申請希望者が校長に提出	キ. 申請希望者が校長に提出	ア. 目次やイラストや写真の活用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる所得の目安を記載	エ. 各目録や年総額の記載	オ. 外国語の作成	カ. その他
30	17	18	8	14	14	15	28	0	2	8	8	0	0	30	0	0	9	5	16	0	0	1	0	9	7	21	15	10	5
津市	○	○			○		○			○				○					○						○			○	
四日市市	○	○		○	○	○	○							○					○						○	○	○	○	
伊勢市	○	○			○		○			○				○					○						○	○			
松阪市	○	○		○	○	○	○							○					○						○	○	○	○	
桑名市	○	○		○	○	○	○							○					○						○	○	○	○	
鈴鹿市	○	○		○	○	○	○							○					○						○	○	○	○	
名張市	○	○		○	○	○	○							○					○						○	○	○	○	
尾鷲市	○	○				○	○			○				○					○						○	○			
亀山市	○	○	○				○							○					○						○	○	○	○	
鳥羽市	○	○		○	○	○								○					○						○				
熊野市		○		○	○	○								○					○						○				
いなべ市			○		○		○			○				○					○						○		○	○	
志摩市			○				○							○					○									○	
伊賀市	○	○		○	○	○	○							○					○						○	○	○	○	
木曽岬町			○		○		○							○					○						○				
東員町						○	○							○					○								○		
菟野町		○			○	○	○							○					○						○	○			
朝日町	○		○		○		○							○					○						○	○			
川越町	○		○	○			○							○					○						○	○	○		
多気町	○			○		○	○							○					○						○	○	○	○	
明和町		○	○		○		○			○				○					○						○	○	○		
大台町						○	○			○				○					○						○	○	○		
玉城町		○				○	○							○					○						○				
度会町	○	○		○						○				○					○						○			○	
大紀町							○			○									○						○			○	
南伊勢町	○	○		○			○							○					○						○				
紀北町			○			○								○					○						○				
御浜町						○	○							○					○						○				
紀宝町		○				○	○							○					○						○				
多気町松阪市学校組合	○			○		○	○							○					○						○	○	○	○	

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)								
市町村名	(1) 当てはまるもの1つに○をしてください。							(2) (1)のキの内容
	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他(内容を(2)に記入してください。)	
30	8	3	13	2	1	1	2	2
津市			○					
四日市市		○						
伊勢市	○							
松阪市	○							
桑名市	○							
鈴鹿市	○							
名張市	○							
尾鷲市			○					
亀山市	○							
鳥羽市			○					
熊野市							○	現時点で新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯はなく、相談もないため検討していない。
いなべ市			○					
志摩市			○					
伊賀市	○							
木曾岬町					○			
東員町							○	整備されておらず、現在検討もしていない。
菟野町			○					
朝日町			○					
川越町			○					
多気町				○				
明和町		○						
大台町			○					
玉城町	○							
度会町			○					
大紀町	○							
南伊勢町			○					
紀北町			○					
御浜町			○					
紀宝町						○		
多気町松阪市学校組合				○				

5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助率		
4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
市町村名	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア、反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。			(3) (2)でエとした場合のその内容		(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
	ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)	年	月	令和3年度	
30	6	10	2	2	2	0	0	10	10	
津市		○						平成25	4	15%未満
四日市市		○						平成30	4	15%未満
伊勢市		○						平成25	7	15%未満
松阪市	○				○					20%未満
桑名市										10%未満
鈴鹿市	○		○							15%未満
名張市		○						平成25	7	15%未満
尾鷲市										25%未満
亀山市										10%未満
鳥羽市	○					○				20%未満
熊野市										15%未満
いなべ市										10%未満
志摩市		○						平成24	12	20%未満
伊賀市		○						平成25	8	15%未満
木曾岬町										10%未満
東員町		○						平成24	10	15%未満
菟野町	○		○							10%未満
朝日町	○			○						5%未満
川越町										15%未満
多気町		○						平成24	12	15%未満
明和町		○						平成24	12	10%未満
大台町										15%未満
玉城町										10%未満
度会町										10%未満
大紀町										15%未満
南伊勢町										10%未満
紀北町										30%未満
御浜町	○			○						25%未満
紀宝町										15%未満
多気町松阪市学校組合		○						平成24	12	20%未満

市町村名	(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																		
	(1) 費目毎の援助額																		
	学用品費										新入学児童生徒学用品費等								
	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	令和4年度 単価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和4年度 単価	その他
30	30	2	2	5	5	5	23	23	0	1	30	2	2	4	4	4	24	24	0
津市	○						○	22,730			○						○	60,000	
四日市市	○						○	36,730			○						○	60,000	
伊勢市	○						○	22,730			○						○	60,000	
松阪市	○						○	22,730			○						○	60,000	
桑名市	○						○	22,730			○						○	60,000	
鈴鹿市	○						○	22,730			○						○	60,000	
名張市	○						○	22,730			○						○	60,000	
尾鷲市	○						○	22,730			○						○	60,000	
亀山市	○						○	22,730			○						○	60,000	
鳥羽市	○						○	25,000			○						○	60,000	
熊野市	○		○		22,730	21,762					○						○	50,000	
いなべ市	○						○	22,730			○						○	60,000	
志摩市	○						○	22,730			○						○	60,000	
伊賀市	○						○	22,730			○						○	60,000	
木曾岬町	○		○		22,730	11,081					○		○	60,000	60,000				
東員町	○						○	22,730			○						○	60,000	
菰野町	○						○	23,190			○						○	60,000	
朝日町	○						○	22,730			○						○	60,000	
川越町	○						○	22,730			○						○	60,000	
多気町	○						○	※			○						○	57,980	
明和町	○	○	22,730								○	○	60,000						
大台町	○						○	22,740			○						○	57,980	
玉城町	○						○	22,730			○						○	60,000	
度会町	○		○		22,730	22,730					○		○	60,000	60,000				
大紀町	○	○	22,730								○	○	60,000						
南伊勢町	○						○	22,730			○						○	60,000	
紀北町	○		○		22,510	22,610					○		○	57,400	57,400				
御浜町	○		○		※ 25,000	25,000				中1のみ22730 円	○		○	60,000	60,000				
紀宝町	○						○	22,730			○						○	60,000	
多気町松 阪市学校 組合	○						○	※			○						○	57,980	

市町村名																		7. その他			
																		(5) 補足事項	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。		
	通学費									修学旅行費											
費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他				
30	6	5	5	1	1	1	0	0	0	30	23	23	7	7	7	0	0	0	21	0	
津市										○	○	42,090									・通学用品費については、1年生を除く ・校外活動費(宿泊を伴うもの)については、令和3年度は実績なし
四日市市	○	○	0							○	○	47,825									通学費については、対象費目ではあるが実績なし。
伊勢市										○	○	38,301									
松阪市										○	○	45,549									
桑名市										○			○	60,910	39,702						
鈴鹿市	○			○	80,880	27,717				○	○	36,143									校外活動費(宿泊を伴うもの)については、対象費目であるものの、令和3年度の実績がありません。
名張市	○	○	28,023							○	○	34,763									校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和3年度の実績がありません。 給食費については、給食の実施がないため設定なしです。
尾鷲市										○			○	60,910	54,720						医療費については、実績なし 学校給食費について、保護者負担の8割支給 校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、実績なし
亀山市	○	○	15,801							○			○	60,910	53,147						学用品及び通学費・途中認定者については月割 校外活動費(宿泊あり及びなし)・実績なし 感染症まん延防止を目的とするワクチン接種に要した費用 実績なし
鳥羽市	○	○	76,840							○	○	60,432									・校外活動費(宿泊を伴うもの)については実績なし ・通学費については市内全児童生徒支給
熊野市	○	○	0							○	○	29,659									修学旅行費の支給平均額は就学援助受給者のうち、就学旅行に行った生徒の平均で算出しています。それ以外は支給対象者全員の平均額です。支給平均額0円は実績なし。学校給食費は令和3年度から無償化により保護者負担なし。
いなべ市										○	○	37,526									医療費については実績がありません。
志摩市										○	○	69,000									校外活動費(宿泊を伴わないもの)、修学旅行費は令和4年度予算計上準備を記載。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和3年度実績なし。 中学校の給食費は全学年無償 医療費は令和3年度支給なし
伊賀市										○	○	32,789									校外活動費(宿泊を伴うもの)については、支給実績なし。
木曾岬町										○			○	60,910	12,665						校外活動費(宿泊を伴わないもの)・通学用品費:実績がありません。
東員町										○	○	33,639									給食費は、例年4,500円×11ヶ月＝49,500円の支給ですが、R4年度は7月から1月の給食費が無償化になるため、5ヶ月分の支給となります。
菰野町										○	○	47,732									校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし
朝日町										○	○	52,761									校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費は実績がなかったため
川越町										○			○	58,000	48,019						【学校給食費】ミルク給食分は実費支給、デリバリー給食分は現物支給のため、実費支給額のみを記入。 【校外活動費】費目設定はあるが、実施実績なしのため支給額0円。
多気町										○	○	32,118									・学用品費・・・1年:22,740円 2・3年:25,010円 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)及び医療費は実績なし
明和町										○	○	55,000									
大台町										○	○	33,425									医療費については、実績がありませんでした。 給食費については、令和4年度より学校給食無償化となり、保護者負担額が0円となったため、今回の調査の支給平均額は0円としてあります。
玉城町										○			○	60,910	57,410						
度会町										○	○	21,536									
大紀町										○	○	15,317									
南伊勢町										○	○	32,096									
紀北町										○	○	46,048									令和3年度は、校外活動費(宿泊を伴わないもの)支給無
御浜町										○			○	50,000	50,000						
紀宝町										○	○	50,000									校外活動費(宿泊を伴うもの)実施なし
多気町松阪市学校組合										○	○	57,711									・学用品費・・・1年:22,740円 2・3年:25,010円 ・校外活動費及び医療費は実績なし